

(別添)

財政状況等一覧表（平成18年度）

(百万円)

団体名

川俣町

標準財政規模 (A)	臨時財政対策 債発行可能額 (B)	合計 (A)+(B)
3720	222	3942

1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

(百万円)

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高	他会計からの 繰入金	備考
一般会計	5,608	5,500	108	108	6,059	13	基金から200百万円繰入
小島財産区特別会計	1	0	1	1	0	0	
飯坂財産区特別会計	7	1	6	6	0	0	
大綱木財産区特別会計	0	0	0	0	0	0	
小綱木財産区特別会計	1	0	1	1	0	0	
山木屋財産区特別会計	0	0	0	0	0	0	
普通会計	5,617	5,501	116	116	6,059	13	

2 1以外の特別会計の財政状況（公営企業を含む公営事業会計に係るもの）

(百万円, %)

	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	<法適用以外> 形式収支	純損益 (実質収支)	企業債(地方 債)現在高	他会計からの 繰入金	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
水道会計	239	207	-	32	534	13	116.2	0	0	法適用企業
国民健康保険特別会計(事業勘定)	1,698	1,640	58	58	0	149				基金から17百万円繰入
国民健康保険特別会計(施設勘定)	12	12	0	0	0	1				
老人保健特別会計	2,009	2,001	8	8	0	189				
奨学資金会計	21	21	0	0	0	0				法非適用企業
簡易水道事業特別会計	11	10	1	1	0	0				法非適用企業
介護保険会計	979	964	15	15	0	157				基金から520百万円繰入
工業団地造成事業特別会計	167	167	0	0	0	154				法非適用企業

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
2. 法適用企業に係るもの以外については、「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「実質収支」を表示している。
3. 不良債務及び累積欠損金は、正数で表示している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円, %)

	歳入 (総収益)	歳出 (総費用)	<法適用以外> 形式収支	実質収支 (純損益)	地方債(企業 債)現在高	当該団体の負 担金割合	<法適用企業> 経常収支比率	<法適用企業> 不良債務	<法適用企業> 累積欠損金	備考
市町村総合事務組合	11,111	9,943	1,168	1,168	0	2				
福島地方広域行政事務組合	527	515	12	12	0	5				普通会計
福島地方広域行政事務組合	250	219	31	31	0	0				法非適用企業
伊達地方衛生処理組合	1,399	1,303	96	10	2,205	11				
川俣方部衛生処理組合	126	120	6	6	13	42				
伊達地方消防組合	1,491	1,474	17	17	32	14				
福島地方水道用水供給事業団	2,477	3,650		1173	34,792		67.9	0	3,064	法適用企業

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

	経常損益	資本又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体か らの債務保証に 係る債務残高	当該団体か らの損失補償に 係る債務残高	備考
㈱川俣町農業振興公社	14	67	6	0	0	0	0	
㈱まちづくり川俣	4	11	3	6	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5 財政指数

財政力指数	0.37	実質収支比率	2.9
実質公債費比率	15.4	経常収支比率	90.4

(注) 実質公債費比率は、平成19年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成16年度から平成18年度の3カ年平均である。